

先駆的な取組を行っている自治体の災害福祉支援ネットワークの

概要等について

○岩手県

災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例（岩手県）
（添付資料）

- ・岩手県災害福祉広域支援推進機構設置要綱
- ・岩手県災害福祉広域支援推進機構運営要領
- ・岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領
- ・岩手県岩泉町（台風10号被害）における岩手県災害派遣福祉チームの活動について

○京都府

災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例（京都府）
（添付資料）

- ・京都府災害時要配慮者避難支援センター運営規程
- ・京都府災害時要配慮者避難センター
- ・京都府災害派遣福祉チーム（DWAT）
- ・熊本地震災害に対する京都府の支援及び“京都 DWAT”の活動について

○熊本県

災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例（熊本県）
（添付資料）

- ・熊本県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例

岩手県

平成28年度社会・援護局関係主管課長会議資料

I 災害福祉支援体制について

体制の設置主体	本部：岩手県、事務局：岩手県社会福祉協議会
体制名称	岩手県災害福祉広域支援推進機構
設置要綱等	岩手県災害福祉広域支援推進機構設置要綱 岩手県災害福祉広域支援推進機構運営要領 岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領
組織役員	本部長：岩手県知事 副本部長：岩手県保健福祉部長 事務局長：岩手県社会福祉協議会事務局長 委員：構成団体の代表者等
事務局	岩手県社会福祉協議会
平時における活動	○災害時における市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築 ○チーム員の募集、研修、登録 ○チーム活動に関する周知、啓発
災害発生時における活動	○被害情報の収集、被災市町村等関係機関との連絡調整 ○チーム派遣の可否の判断、派遣要請 ○チームの編成、派遣手続き

構成団体・員	
区分	団体等名
福祉関係	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 高齢者福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 児童福祉施設協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 保育協議会
	一般社団法人 岩手県介護老人保健施設協会
	岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	岩手県知的障害者福祉協会
	岩手県認知症高齢者グループホーム協会
	一般社団法人 岩手県社会福祉士会
	一般社団法人 岩手県介護福祉士会
	岩手県精神保健福祉士会
	岩手県介護支援専門員協会
岩手県ホームヘルパー協議会	
岩手県医療ソーシャルワーカー協会	
医療・保健関係	一般社団法人 岩手県医師会
	一般社団法人 岩手県歯科医師会
	一般社団法人 岩手県薬剤師会
	学校法人 岩手医科大学
岩手県保健師長会	
学識経験者	公立大学法人 岩手県立大学
行政	岩手県市長会
	岩手県町村会
	岩手県

II 災害福祉派遣チームについて

チーム構成及び資格要件	福祉・介護の専門職員(3年以上の実務経験者で、県研修を修了した者)		
1チームあたりの人数	4~6名/1チーム	登録チーム員・施設数	234名・80法人(平成28年12月22日現在)
チーム員としての登録に必要な手続き等	<p>①チーム員の登録研修の実施にあたり、各施設等に対し、チーム員を募集 ②募集に応じた施設(協力施設)から派遣協力申出書の提出を受け、県と協定を締結 ③協力施設からチーム員予定者登録簿の提出を受け、予定者を登録 ④上記予定者のうち、県の登録研修を修了した者をチーム員として登録 ⑤チーム員登録後は、技術向上のため、スキルアップ研修(2回)を実施 ⑥チームとして、県総合防災訓練や市町村防災訓練へ参加して訓練を実施</p>		
災害時のチーム編成・派遣までに至る手順	<p>①県本部は、被災地からの派遣要請や被害状況等を総合的に勘案し、派遣の可否を判断 ②県本部から事務局に対し、チーム編成と派遣手続きを依頼 ③事務局は、各チーム員に派遣対応の可否について報告を依頼 ④各チーム員は所属施設に確認のうえ、派遣対応の可否を事務局へ報告 ⑤事務局は、チーム員からの報告をもとにチームを編成 ⑥県本部は、チーム員の所属施設に対し、チーム派遣を要請(派遣要請書による) ⑦事務局は、チーム員を集集場所に召集し、派遣指示書によりオリエンテーションを行い、チームを被災地へ派遣</p>		
チームの派遣先での活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング(必要に応じ福祉避難所へ繋ぐなど) ○要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な介護等支援 ○避難者等の福祉的課題の整理、避難所環境の整備 ○市町村、医療救護班、保健活動班などと連携した要配慮者の支援など ○要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援 		

III 熊本地震における対応について

災害福祉派遣チームの実際の活動内容及び成果

○派遣期間及び派遣人数等

- ア 派遣期間: 平成28年4月28日~5月18日(21日間)
- イ 活動場所: 益城町交流情報センター(避難者約200名)
- ウ 派遣人数: チーム5班 延べ24名

○主な活動内容

- ア 要配慮者のニーズ調査の実施
- イ 福祉相談コーナー「さしより」(熊本弁で「とりあえず」の意)の設置
- ウ 益城町の避難所関係者ミーティングへの参加
- エ 避難所内の要支援者の居場所や周辺の救護所、仮設トイレ等を掲載したマップを作成し、保健師チーム等と共有
- オ 要配慮者の状況に応じた個別支援対応(入浴支援等)
- カ 避難所内の環境改善(ラジオ体操の実施、危険箇所の安全対策、子どもの学習スペース確保調整など)

※ 岡山市保健師チーム及び熊本DCATメンバー並びにNPO等と連携して活動。

○活動の成果

- ア 福祉相談コーナー設置、アセスメント票の共通化など、避難所での要配慮者支援の充実強化に貢献
- イ 岡山市保健師チーム、熊本DCATメンバーとの連携が図られた他、岩手県チームを引き継いだ京都府DWATとともに、益城町の要配慮者支援体制の土台構築に参画

災害福祉派遣チームの課題

発災直後に被災自治体において福祉・介護等の支援ニーズを把握し、チーム派遣の必要性を迅速に判断することは困難であることから、チームを制度化し、全国レベルで派遣調整を行うシステムの構築が必要

災害福祉派遣チームの今後の展望

1 広域的な派遣調整システムの構築

チーム派遣を円滑に行うため、チームの制度化や派遣調整システムの必要性について国へ要望していくほか、東北各県との相互応援体制の構築に向けて取り組む。

2 チーム派遣体制の充実・強化

派遣実績を評価・分析し、活動マニュアルや研修・訓練に反映するとともに、チーム派遣体制の見直しを行う。

岩手県災害福祉広域支援推進機構設置要綱

(設置)

第1 大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、岩手県災害福祉広域支援推進機構（以下「推進機構」という。）を設置する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるると認められる規模の災害
- (2) 要配慮者 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、災害時又は避難所で
の生活において特別な配慮を必要とする者
- (3) 岩手県災害派遣福祉チーム 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模
災害発生時に避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他
災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチ
ーム（以下「チーム」という。）
- (4) チーム員 チームを構成する者

(活動)

第3 推進機構は、次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 大規模災害時における要配慮者の広域支援の調整に関すること。
- (2) 大規模災害に備えたチーム員の養成及びチームの編成に関すること。
- (3) 前2号に関し必要と認められること。

(組織)

第4 推進機構は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で組織し、その代表者等を委員とする。

- 2 委員は、岩手県知事が委嘱する。なお、委員の任期は設けないものとし、構成団体は、委員に異動が生じた場合は岩手県知事に届け出るものとする。
- 3 推進機構に事務局を置く。
- 4 事務局は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会に置く。
- 5 推進機構の活動に関して検討を行うため、推進機構に部会を置くことができる。
- 6 推進機構に特別委員を置くことができる。なお、特別委員は岩手県知事が委嘱し、任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員)

第5 推進機構に、次の役員を置く。

- (1) 本部長

(2) 副本部長

(3) 事務局長

2 本部長は岩手県知事をもって充て、推進機構を総理し、会議の議長となる。

3 副本部長は岩手県保健福祉部長をもって充て、本部長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局長は社会福祉法人岩手県社会福祉協議会事務局長をもって充て、事務局を総括する。

(招集)

第6 推進機構の会議は、本部長が招集する。

(意見の聴取)

第7 推進機構は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8 推進機構の庶務は、岩手県保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、推進機構の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

(別表)

岩手県災害福祉広域支援推進機構 構成団体

区 分	団 体 等 名
福祉関係	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 高齢者福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 児童福祉施設協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 保育協議会
	一般社団法人 岩手県介護老人保健施設協会
	岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	岩手県知的障害者福祉協会
	岩手県認知症高齢者グループホーム協会
	一般社団法人 岩手県社会福祉士会
	一般社団法人 岩手県介護福祉士会
	岩手県精神保健福祉士会
	岩手県介護支援専門員協会
	岩手県ホームヘルパー協議会
岩手県医療ソーシャルワーカー協会	
医療・保健 関係	一般社団法人 岩手県医師会
	一般社団法人 岩手県歯科医師会
	一般社団法人 岩手県薬剤師会
	学校法人 岩手医科大学
	岩手県保健師長会
学識経験者	公立大学法人 岩手県立大学
行 政	岩手県市長会
	岩手県町村会
	岩手県

岩手県災害福祉広域支援推進機構運営要領

(目的)

第1 この要領は、岩手県災害派遣福祉広域支援推進機構設置要綱に基づき、岩手県災害福祉広域支援機構（以下「推進機構」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(平常時の事務分掌)

第2 推進機構の平常時の事務分掌は、下記に定めるところによる。

県

- (1) 広域的な要配慮者の支援、岩手県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣調整に関する事。
- (2) チーム活動に関する周知、啓発に関する事。
- (3) 市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築（事前協定を含む。）に関する事。
- (4) 費用負担に係る調整に関する事。

事務局（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）

- (1) チーム員の募集に関する事。
- (2) チーム員の研修に関する事。
- (3) チーム員の登録及びチームの編成に関する事。

その他の構成団体

- (1) 推進機構の活動への協力・連携に関する事。
- (2) 当該団体における協力・連携体制の構築に関する事。

(大規模災害発生時の事務分掌)

第3 推進機構の大規模災害発生時の事務分掌は、下記に定めるところによる。

県

- (1) 被害情報の収集に関する事。
- (2) 被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) チームの派遣の要否の判断、チームの設置、派遣等の指示・要請に関する事。
- (4) 費用負担に係る調整に関する事。
- (5) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。

事務局（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）

- (1) チームの編成に関する事。
- (2) チームの派遣の手続きに関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整等に関する事。
- (4) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。

その他の構成団体

- (1) チーム派遣に係る当該団体等の構成員の調整に関する事。
- (2) 県の要請により、必要に応じて人員を派遣し、チーム派遣に関する調整を行う事。
- (3) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。

(事前協定等)

- 第4 県は、チームの派遣について協力する構成団体又はその他の団体（以下「協力団体」という。）と岩手県災害福祉広域支援に関する協定（様式第1号）を締結するものとする。なお、構成団体以外の協力団体が協定を締結しようとする場合は、岩手県災害福祉広域支援協力申出書（様式第2号）を県に提出するものとする。
- 2 協力団体は、当該団体の構成員のうち大規模災害発生時にチームに協力するものについて、岩手県災害福祉広域支援協力者（施設）登録簿（様式第3号）を県に提出するものとする。
- 3 協力団体は、前項の登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県に提出するものとする。
- 4 第1項の協定に基づくチーム派遣に係る要請は、岩手県災害派遣福祉チーム派遣協力要請書（様式第4号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(補則)

- 第5 この要領の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月22日から施行する。

岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領

(目的)

第1 この要領は、岩手県災害派遣福祉広域支援推進機構設置要綱に定める岩手県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の運営等について必要な事項を定め、避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）における被災者支援体制の充実に資することを目的とする。

(チームの編成等)

第2 チームは、別表に掲げる者のうち当該業務経験が3年以上の者であって、所属する福祉施設、事業所又は医療機関等（以下「協力施設」という。）の長の承認及び協力施設等で構成される事業者団体又は専門職能団体（以下「協力団体」という。）の推薦を受け、原則として別に定める研修を修了した者により構成する。ただし、協力施設に所属していない者であっても、その他の条件を満たす場合はこの限りでない。

2 岩手県災害派遣福祉広域支援推進機構（以下「推進機構」という。）は、前項の研修を修了した者をチーム員として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。

3 推進機構は、大規模災害発生時に、1チーム当たり4～6名程度のチームを設置する。

4 チームは、下記の役割を担うことができる構成を標準とし、チーム員の人数及び職種構成については、被害規模など現地の状況等に応じて調整する。

(1) 要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者

(2) 介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うことができる者

(3) 連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者

5 推進機構は、必要に応じてチーム員の中から総括的機能、事務局機能を果たす者をそれぞれ指名できる。

6 チームの活動に当たって必要となる資材等については、推進機構において装備するものとする。

(活動内容)

第3 チームの活動は、次の内容を基本とする。

(1) 避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を本部に報告する。

イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

(2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

- ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
- イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

(3) その他

- ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
- イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

- 2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

(活動基準、期間等)

- 第4 チームは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害（大規模災害）が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めたとときに活動するものとする。
- 2 チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後5日間程度）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(各団体の役割等)

第5 この要領における各団体等の役割は下記に定めるところによる。

(1) 県

被害情報を収集し、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行う。また、チームの派遣の可否を判断し、必要に応じてチームを設置し事務局にチームの派遣を指示するとともに、協力施設及び協力団体にチーム員の派遣又は派遣調整を要請する。

(2) 事務局（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）

県からの指示を受け、チームを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整等を行う。

(3) 協力施設及び協力団体

県からの要請により、チーム員の派遣又は派遣調整を行う。

(4) チーム員

県からの要請により、本部が指定する場所に参集し、チームの活動を行う。

(事前協定等)

- 第6 チームの派遣に協力する協力施設又は協力施設を所管する法人（以下「協力施設等」という。）は、岩手県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書（様式第1号）を県に提出する。
- 2 県は、前項の申出書の提出を受け、協力施設等と岩手県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第2号）を締結するものとする。
 - 3 協力施設等は、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な者について、岩手県災害派遣福祉チーム員予定者登録簿（様式第3号）に記載し県に提出するものとする。また、

チーム員の派遣に際し、提供可能な車両についても同登録簿に記載するものとする。

- 4 協力施設等は、前項の登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県に提出するものとする。
- 5 第2項の協定に基づく要請は、岩手県災害派遣福祉チーム員派遣要請書（様式第4号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。
- 6 乙は、チーム員の活動が終了した場合は、その活動状況等について岩手県災害派遣福祉チーム員活動報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）により報告を行う。ただし、災害の状況等により報告書の作成が困難である場合はこの限りでない。

（研修及び訓練等）

- 第7 推進機構は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。
- 2 推進機構は、県又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。

（費用負担等）

- 第8 チームの運営及び活動等に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの運営及び活動等に関する費用については、別に定める。
- 3 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。

（他の都道府県への派遣）

- 第9 チームの他の都道府県への派遣に関する事項については、別に定める。

（補則）

- 第10 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月22日から施行する。

別表（第2関係）

区 分	名 称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、 ホームヘルパー
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援セン ター職員
その他	特に本部長が認めた者

岩手県岩泉町(台風10号被害)における 岩手県災害派遣福祉チームの 活動について

岩手県災害派遣福祉チーム事務局 提供資料

1

- 今回の派遣は、チーム発足(H25年度)以来、熊本派遣に次ぐ2回目。
- 自県で起きた災害に対しては、初めての派遣。
 -
- 熊本で経験させていただいたこと全てが、スムーズに活動を進める基礎となった。
- 想定していたマニュアルにはない、「ヘリポートでの受入れ支援」。

2

- 被災市町村の要請を待たずに、先遣調査チームを派遣。
- 234名の登録チーム員がありながら、1か月の間、1~2チームの継続編成が難しかった。
- 現地に事務局員が常駐。コーディネート機能を兼務。
- 高齢・障がい・子ども等各要配慮者に、個別対応を中心に、多職種チーム員で対応できた。

3

-
- 避難所に滞在し要配慮者の詳細を把握することで、巡回型他職種チームの「ハブ」機能を担った。
 - 避難所の運営、環境整備等について、行政に対し提言した。
 - 派遣終了時期と形態を予想しながら、地元関係者の判断を尊重し、活動を行った。

4

発災・情報収集・派遣調整

発災：平成28年8月30日(火) 19時台

1 被害の状況（老人福祉施設・介護事業所等）

- (1) 人的被害
9名死亡（岩泉町の高齢者グループホーム 楽ん楽ん（らんらん））

(2) 物的被害

	床上	床下	停電	断水	一部破損等	再開施設／ 被災施設（割合）
富古市	4		5	9	1	15/17
岩泉町	2		6	4		6/8
田野畑村	1		2			3/3
久慈市	6		2	1		7/7
普代村			1			1/1
洋野町			1	1		1/1

注）同一施設で複数の被害があった場合は重複計上

2 県の対応（高齢者福祉分野）

(1) ふれんどりー岩泉の入所者への支援

岩泉町の介護老人保健施設「ふれんどりー岩泉」は、8月30日に河川の氾濫により2階付近まで浸水したが、入所者85名及び職員は3階に避難し全員無事であった。施設が大きな被害を受けたことから、入所者は翌31日に、矢巾町の県消防学校までヘリコプターで搬送された後、盛岡圏域内の老人保健施設8箇所及び内陸部の病院5箇所へ移った。

県では、これらの方々に関して、当面必要となる肌着・タオル・紙おむつ等の物資の調達に係る調整を実施。物資は、関係する全施設・病院へ9月5日から9日までの間に配送された。

また、病院に入った58名の方々が早期に適切なケアを受けられるよう、県内の他の老人保健施設への入所に向けた関係機関との調整を実施。本人・家族の同意が得られ、病院と施設との間で調整がいった方から順次施設へ移っていただいております。当初搬送された病院に留まっている方は9月27日現在で4名となった。

【9月末 岩手県HP公表資料】

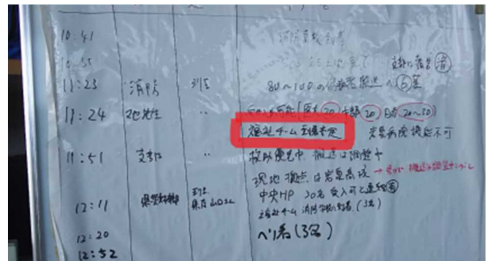
県内沿岸部の市町村に、土砂・浸水等の被害が集中。

8/31AM、本部(県)より「ふれんどりー岩泉」利用者のヘリポート受け支援(移動介助・排泄誘導等)の指示あり。
12:30～ヘリポート近隣施設よりチーム員1名と応援ボラ職員複数名、事務局1名で対応。

本部・事務局で情報収集し、中でも被害が大きい岩泉町へ先遣調査チームの派遣を決定。

5

広域避難者の受入支援



内陸部(矢巾町：県消防学校)にヘリ到着後、DMATによるトリアージ。

車両で搬送するまでの時間、移動介助・トイレ誘導・見守等の支援を実施。事務局は、県職員とともに、受入施設の出迎職員によるアセスメント作業の調整等に対応。

6

先遣チーム調査

9/1・2先遣チームにより、岩泉町内の町設置6避難所の内、比較的規模の大きい4避難所を視察。町福祉担当課とも協議し、最大規模(200名)の「町民会館」へ1チームの派遣を決定。

※ 他の避難所については規模、保健師等の対応状況から対象外とした。

※ 久慈市、宮古市等他の被災市町村についても、避難所が解消に向かう見込みとことから対象外とした。

避難所名	5:00	7:00	8:00	10:00	11:00
町民会館	199人			1人	
小会館	99/52	99/53			100/50
アパルトメント	80人	52人			
小会館	200/82	71/32	74/31		200
町民会館			50/8		
町民会館	9/4				0

町民会館(町教育委員会運営)では、既に高齢者、乳幼児等に配慮した居住スペースが確保されており、9/1PMIには県保健師チームが到着し・地元保健師から引継ぎを受けていた。



7

9/3第1次チーム活動開始①

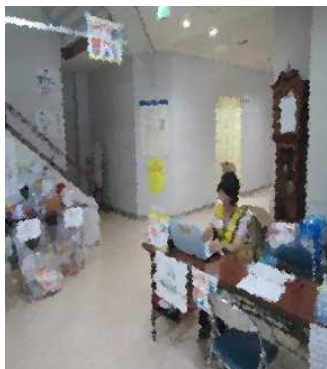


既に活動を始めていた常駐県保健師チームと、巡回DMATとの情報共有MT。奥が福祉チーム

避難所受付。避難所運営者(教育委員会)と町職員(後に他県・市町村応援派遣)。この人たちが、毎日の避難者数、外出等を管理しているため、ここの連携も重要。

8

9/3第1次チーム活動開始②



避難所受付横に福祉相談コーナーを開設

・夜間の状況確認が必要とのことから、保健師と共に夜勤者を配置。
・夕方には、台風12号の接近を受け、「孤立地区の住民をヘリで避難させる」との情報が入る。県本部からも8/31広域避難者対応同様、9/4はヘリポートでチーム員が待機することに。

・今回は、チーム員によるコーディネーター(以下「CN」)の配置が難しかったため、事務局員がその役割を担った。

9

9/4孤立地区の避難者スクリーニング



台風12号の接近を受けて、町が孤立集落から避難者をヘリで搬送。



ここでスクリーニング&トイレ介助、水分提供等行い、避難所へ。自衛隊、消防、DMATDr.、町職員と連携

・避難者の規模や要配慮者の有無等の情報が無く、自衛隊の災対本部や、ヘリポートの自衛隊・消防隊員に情報収集をかけた。

・当初は「見守り」対応だったが、新たに開設される避難所へ搬送されることから、世帯をベースにスクリーニングを実施。記入したアセスメント票を本人に持参させる対応を取った。

・10:00～18:30まで約150人をスクリーニング。

・大多数が搬送された「温泉ホテル」避難所では個票が活用されていた。

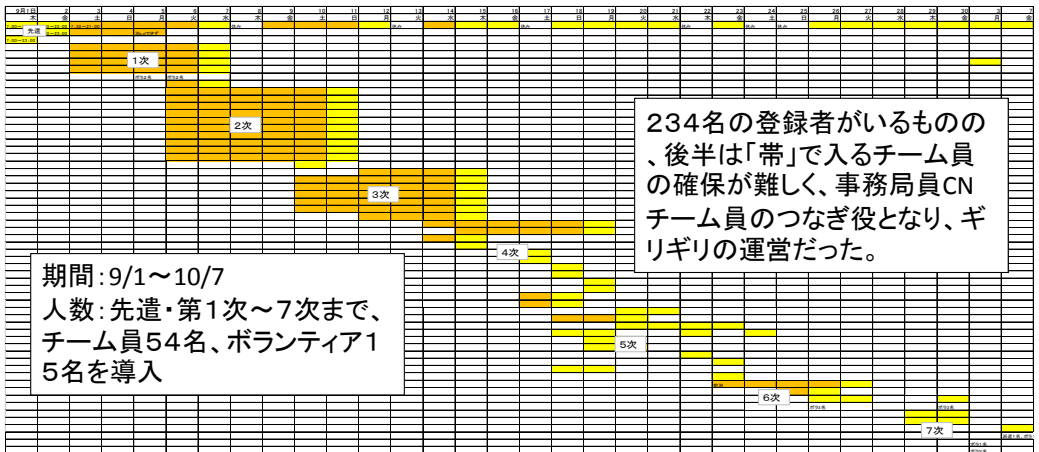
10

派遣状況①

- ヘリポートでの受けを機に、「温泉ホテル」避難所へもチームの派遣を決定。
- 2つの避難所にチームが常駐。
- 要配慮者への直接的ケア(入浴支援等)、夜間の見守り、相談援助、健康管理(チェック・体操・散歩当)、環境改善(感染症対策、プライバシー確保等)、子どもの支援、地元福祉関係者での支援の自立に向けたコーディネート等を行った。

11

派遣状況②



12

活動の様子①



物資が要配慮者へ適切に届くよう、個別に確認も必要だった。「取りに行けない」「言いたせない」等



感染症対策の一環として、玄関周りの消毒。チームからの提言によるもの。保健師と協働。避難者も協力してくれた。

13

活動の様子②



女性への配慮。専用干し場を設置いただくよう町へ提言。



外部支援者撤退後のことも考え、避難者が各自健康チェックできるようコーナーを設置。

14

活動の様子③



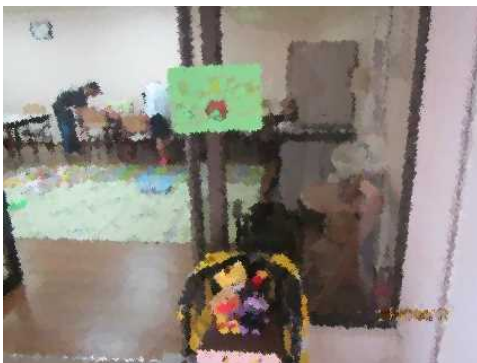
子どもや高齢者をお誘いして、散歩。



定時のラジオ体操や、介護予防体操を実施。

15

活動の様子④



保育士チーム員による「キッズルーム」の運営。保護者のレスパイト、子どもへの遊び等の提供による心のケア等を目的に。

16

チームの活動を支えた町内の状況

- 活動避難所地区の道路・ライフライン・物流が復旧していた。
- 町行政が機能していた。
- 平時から、住民にしっかり寄り添う活動が、町職員（福祉課・包括の保健師等）によりなされていた。
- 早期（9/6～）に、保健・医療・福祉連携会議がスタートし、互いの活動状況の共有、顔の見える関係づくりができた。
- 地域の社会（福祉）資源が、早期に復旧した。（復旧に向けた関係団体による支援も行われていた。）

17

チーム派遣の終了

最終活動日：10/7

- 活動避難所における保健師（看護師）配置が、常駐型から巡回型に切り替わり、チームや関係者が対象とするニーズが減少する等、地元の関係者での対応が可能となったことから終了。

※ 最後まで残ったニーズは「入浴介助」。チームが情報を収集し、包括が中心となって、サービス利用等につなぐ対応をした。

※ チームは有期限であることを予め関係者に伝え、その引継ぎ方法についても連携会議で取り上げてもらい、共有を図りながら終了を迎えた。

18

多(他)職種連携①

岩泉町支援において連携した団体等≒「岩泉保健・医療・福祉・介護連携会議」構成団体

団体等	備考
岩泉町災害医療コーディネーター	地元病院院長、会議座長
県宮古保健所	会議事務局
岩泉町 保健福祉課健康推進室	保健師、応援保健師・看護師
保健福祉課社会福祉室	障がい者、子ども支援等担当課
町民課地域包括支援センター	高齢者担当
宮古薬剤師会	
岩泉歯科診療所(岩手県医師会)	

19

多(他)職種連携②

岩泉町支援において連携した団体等≒「岩泉保健・医療・福祉・介護連携会議」構成団体

団体等	備考
岩泉町社会福祉協議会	デイ・訪問サ、福祉避難所、ボラセン運営
いわてJRAT	リハチーム
県こころのケアチーム	精神科Dr.、保健師等
DMAT(→県医療班)	Dr.、看護師、業務調整員
県災害派遣福祉チーム	
i CAT	感染予防対策チーム

20

多(他)職種連携③



連携会議に出席(主に事務局又はリーダー)。初期は毎日朝夕(後に夕方)開催され、町内、避難所内等の課題と対応策が協議された。当チームからは避難所内の配慮者の状況報告、避難所運営等についての提言を行った。

21

多(他)職種連携④



この避難所では、保健師(写真は応援派遣の地元病院Na)と協働で、健康・福祉相談コーナーを運営。毎日の血圧測定等をきっかけに、同行して居住スペースへの訪問も。

DMAT(県医療班)訪問の様子。全体又は個別の案件について共有し、対応いただいた後報告をもらう。他のチームも同じ。福祉チームが「ハブ」の役目となった。

22

多(他)職種連携⑤



JRAT(リハチーム)の巡回に同行。生活の状況等福祉チームが事前に聴き取った内容を伝えることで「何度も同じことを聴き取りされる」を解消。



装具士さん。避難所にはサービスを利用していたことと等による、地元のケアマネ等専門職の訪問もあり、その方々からの情報収集も重要だった。

23

現地常駐事務局員の動き

- チームと行動を共にし、時間で変化する避難所の状況を共有することで、判断、物品の供給、後発チームの編成等、柔軟な動きを心掛けた。
- 避難所(支援現場)から離れることが難しいチーム(員)に代わり、タイムリーに関係機関を訪問(連絡)し、情報収集・発信に努めた。
- 「伝言ゲーム」になりがちなチーム間の引継ぎ内容をフォローした。
- チームのマニュアルを熟知している立場として、見落とししている又は不足している支援内容をチームに提案した。
- 他チーム間、地元福祉施設等と顔が見える関係を構築し、福祉チームの信頼獲得・有効活用を働きかけた。

※ 派遣調整事務(連絡調整・オリ・送出し等)は他の2名の局員で対応。

24

派遣活動の新たな成果

- 構想中だった、「現地拠点」の動きを、事務局兼CNという形で試行できた。
- 専門職ボランティアの活用を図った。
県社福士会、県介護士会の協力を得て、ボラセンに登録し活動。
- 県内の主たる災害派遣チームに、福祉チームの存在を周知することができた。
- 子どもの支援について、「キッズルーム」の運営を通じ、新たな支援形態を実現できた。

25

派遣活動の新たな課題

- 派遣可能チーム員の確保
→所属施設(長)への啓発、新規登録者の充実
→強制力を持った派遣要請??
→県外チームへの協力要請の基準整備→受援体制の整備
- コーディネーターの確保
(事務局員がチーム員のスキルを習得する方が早い?)
- チーム員には、「避難所運営」のスキルが必要。※どこまで行政又は運営・管理者に介入するかは、検証・検討が必要。
- 撤退時期の検証 → 撤退は、生活支援相談員配置やサロン活動がスタートしてからでなくてよかったか?

26

ご清聴ありがとうございました。



被災地岩手から、全国に福祉チームの普及・充実を願って

災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例

京都府

平成28年度社会・援護局関係主管課長会議資料

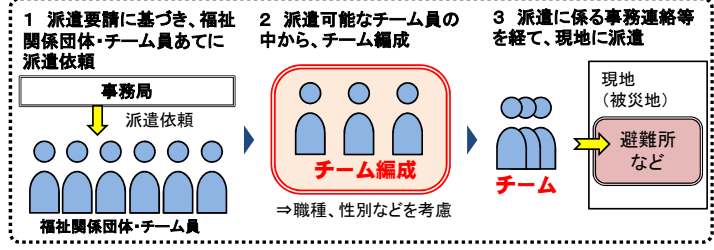
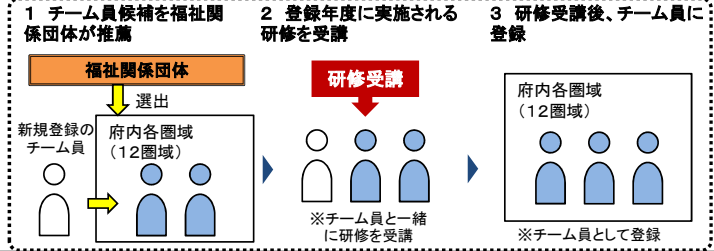
I 災害福祉支援体制について

体制の設置主体	京都府、京都府社会福祉協議会
体制名称	京都府災害時要配慮者避難支援センター
設置要綱等	京都府災害時要配慮者避難支援センター運営規程
組織役員	センター長：京都府健康福祉部長
事務局	京都府・京都府社会福祉協議会
平時における活動	<ul style="list-style-type: none"> ○運営委員会、幹事会の開催 ○研修・訓練の実施 ○原子力災害時の医療・社会福祉施設入所者の避難及び避難受入に係るガイドライン等の作成 ○施設入所者、在宅要配慮者の現状把握
災害発生時における活動	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況等の確認、把握 ○関係団体・機関との連絡調整 ○医療・社会福祉施設入所者の避難に係る連絡調整 ○避難所へのDWT派遣

構成団体・員	
区分	団体等名
医療関係	一般社団法人京都府医師会
	一般社団法人京都私立病院協会
	一般社団法人京都精神科病院協会
	一般社団法人京都府病院協会
福祉関係	公益社団法人京都府看護協会
	京都透析医会
	社会福祉法人京都市社会福祉協議会
	社会福祉法人京都市社会福祉協議会
	一般社団法人京都府老人福祉施設協議会
	一般社団法人京都市老人福祉施設協議会
	一般社団法人京都府介護老人保健施設協議会
	京都府障害厚生施設協議会
	京都知的障害者福祉施設協議会
	京都府ホームヘルパー連絡協議会
	社団法人京都府介護支援専門員会
	一般社団法人京都社会福祉士会
	一般社団法人京都府介護福祉士会
	京都府児童福祉施設連絡協議会
京都児童養護施設長会	
京都市身体障害者福祉施設長協議会	
行政関係	京都府
	京都市
	福知山市
	舞鶴市
	綾部市
	宮津市
南丹市	
京丹波町	
伊根市	

II 災害福祉派遣チーム（京都DWAT）について

チーム構成及び資格要件	構成団体（福祉関係団体）から選出された福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー等）	
1チームあたりの人数	5名程度／1チーム	登録チーム員・施設数 約100名・90施設（平成28年12月16日現在）
チーム員としての登録に必要な手続き等	<p>①京都市災害時要配慮者避難支援センターに参画する福祉関係団体からの推薦により、府内の各圏域（12圏域）ごとにチーム員を選出</p> <p>②チーム発足時、選出されたチーム員を対象に登録研修を実施</p> <p>③登録研修以降、新規登録のチーム員等は、登録年度の研修受講により登録</p> <p>④平時は、地域の防災訓練に参加するなど災害時の福祉的支援の必要性の普及・啓発を実施</p>	
災害時のチーム編成・派遣までに至る手順	<p>①被災自治体からの派遣要請に基づき派遣決定</p> <p>②福祉関係団体及びDWATチーム員あてに派遣依頼</p> <p>③派遣可能なDWATチーム員の中から、職種や性別等のバランスを考慮してチーム編成</p> <p>④福祉関係団体及び個別のDWATチーム員に対して正式に派遣依頼</p> <p>⑤派遣に係る事務連絡等を経て、現地に派遣</p>	
チームの派遣先での活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング（必要に応じ福祉避難所へ繋ぐなど） ○要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な介護等支援 ○避難者等の福祉的課題の整理、避難所環境の整備 ○市町村、医療救護班、保健活動班などと連携した要配慮者の支援など ○要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援 	



III 熊本地震における対応について

災害福祉派遣チームの実際の活動内容及び成果

○派遣期間及び派遣人数等

- ア 派遣期間：平成28年5月13日～5月31日（19日間）
- イ 活動場所：益城町交流情報センター（避難者約200名）
- ウ 派遣人数：チーム3班 17名

○主な活動内容

- ア 巡回等による要配慮者のニーズ把握
- イ 福祉相談コーナー「さしより」（熊本弁で「とりあえず」の意）の運営
- ウ 避難所関係者ミーティングへの参加及びその他必要なミーティングの実施調整
- エ 避難所内の要支援者の居場所や周辺の設備等を掲載したマップの更新及び他の支援者との共有
- オ 要配慮者の状況に応じた個別支援対応や必要な支援につなげるための連絡・調整
- カ 避難所内の環境改善（ラジオ体操の実施、ハード整備に向けての調整、清掃等による衛生環境の整備など）

※熊本DCATのほか、岡山市保健師チームやその他支援者と幅広く連携して活動

○活動の成果

- ア 岩手県DWATの活動を基盤としながら、避難所・避難者の状況が常に変化中、ニーズや必要な支援に応じて適宜柔軟に対応した
- イ 避難所の支援に関わる関係機関や団体と幅広く連携を図り、派遣期間終了後も支援が継続される体制を構築した

災害福祉派遣チームの課題

○派遣に係る連絡体制

派遣チーム員決定までは福祉関係団体を通じての連絡・調整となったため、派遣調整に時間を要した

○現地での関係機関・団体との連携

福祉チームの周囲の認識不足や現地での情報不足による活動の制限等があった

災害福祉派遣チームの今後の展望

○派遣体制の改善・充実

迅速な派遣に向けた連絡体制の構築、備品整備

○平時からの活動推進

チームの活動強化だけでなく受援体制の構築も含めた、平時の地域づくり、防災訓練への参画、住民への啓発、チーム内での情報共有等

○チーム員を含めた他府県との連携・交流

福祉チームの方向性や認識統一、派遣時の連携に備えた合同研修等の実施

京都府災害時要配慮者避難支援センター運営規程

(名称)

第1条 本会は、京都府災害時要配慮者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等を円滑に行うことを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、避難支援センターは次の事業を行う。

- (1) 要避難施設等の実情把握及び受入可能人数等の分析
- (2) 避難・受入要請の連絡・調整ルートの確立
- (3) 避難・受入調整のルールづくり
- (4) 災害時派遣福祉職員の育成及びルールづくり
- (5) その他避難支援等に関し必要な事項

(構成)

第4条 避難支援センターは、第2条の目的に賛同する機関及び団体（以下「構成団体」という。）で構成する。

(役員)

第5条 避難支援センターに、センター長（京都府健康福祉部長をもってこれに充てる）を置く。

(職務)

第6条 センター長は、この会を代表し、業務を総括する。

- 2 センター長に事故あるとき、又は欠けたときは、センター長があらかじめ定める者が、その職務を代理する。

(機関)

第7条 避難支援センターには、次の機関を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 幹事会
- (3) 事務局

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、構成団体の代表者で構成し、センター長が招集する。

2 運営委員会は、次の事項に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 規程の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) その他重要事項に関する事。

3 運営委員会の議長は、センター長が務める。

4 運営委員会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、センター長の決するところによる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、センター長が指名する構成団体の職員で構成し、センター長が招集する。

2 幹事会は、次の事項に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 会務の執行に関する事。
- (2) 構成団体の入会、退会に関する事。
- (3) その他センター長が必要と認めた事。

3 幹事会の議長は、幹事の中から互選により選出する。

4 その他必要に応じて医療・福祉施設の管理者等を招集し、「連絡調整会議」を開催するものとする。

(事務局)

第10条 避難支援センターの事務を処理するため、京都府社会福祉協議会に事務局を置く。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、避難支援センターの運営について必要な事項は、センター長が定める。

京都府災害時要配慮者避難支援センター

1 目的

原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整する。

2 設立 平成25年3月28日

3 組織

(1) 構成団体・構成員

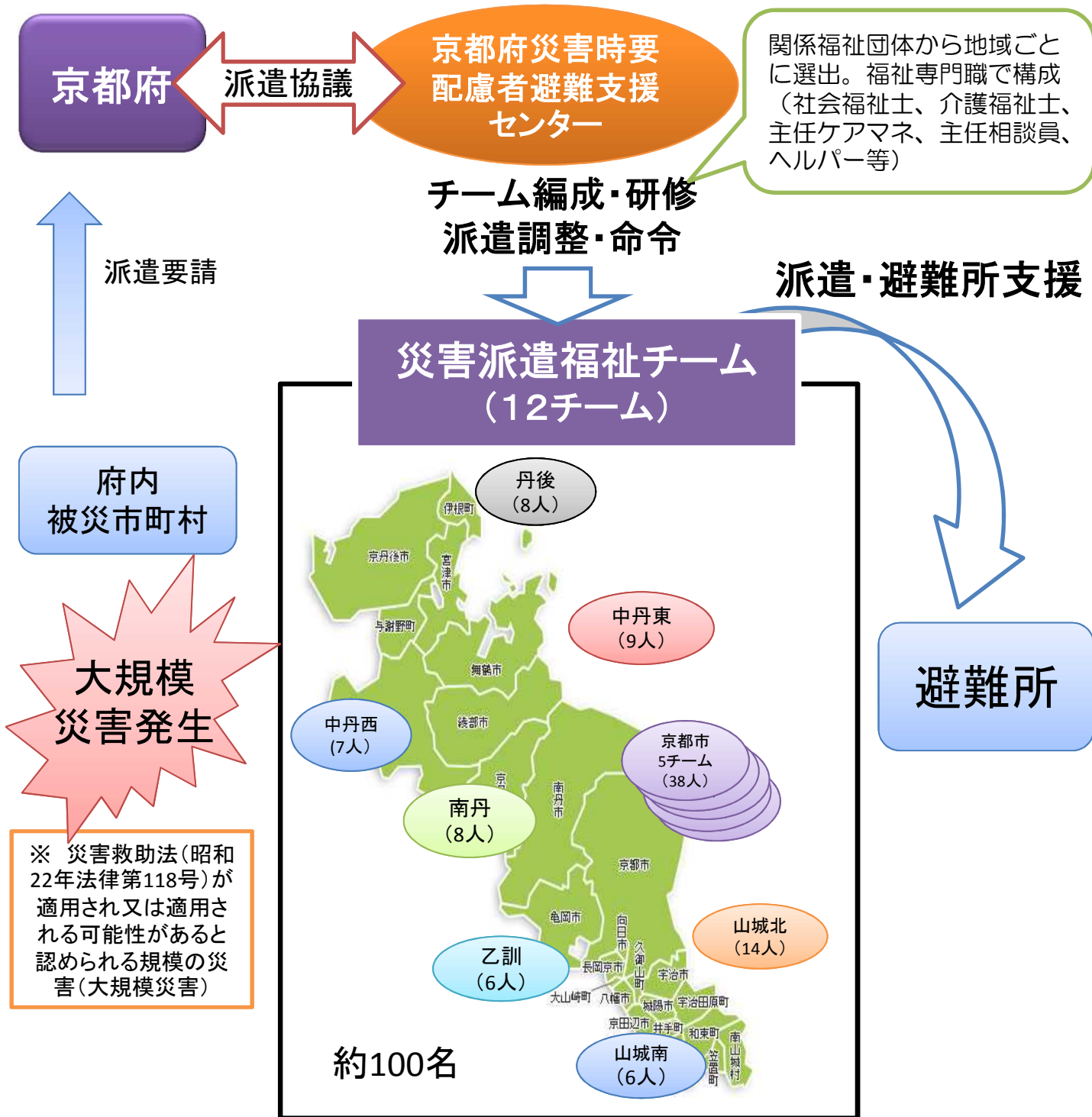
【医療関係】 ○ 一般社団法人京都府医師会 ○ 一般社団法人京都私立病院協会
○ 一般社団法人京都精神科病院協会 ○ 一般社団法人京都府病院協会
○ 公益社団法人京都府看護協会 ○ 京都透析医会 (6団体)

【福祉関係】 ○ 社会福祉法人京都府社会福祉協議会
○ 社会福祉法人京都市社会福祉協議会
○ 一般社団法人京都府老人福祉施設協議会
○ 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会
○ 一般社団法人京都府介護老人保健施設協会
○ 京都府障害厚生施設協議会
○ 京都知的障害者福祉施設協議会
○ 京都府ホームヘルパー連絡協議会
○ 社団法人京都府介護支援専門員会
○ 一般社団法人京都社会福祉士会
○ 一般社団法人京都府介護福祉士会
○ 京都府児童福祉施設連絡協議会
○ 京都児童養護施設長会
○ 京都市身体障害者福祉施設長協議会 (14団体)

【行政関係】 ○ 京都府 ○ 京都市 ○ 福知山市 ○ 舞鶴市 ○ 綾部市
○ 宮津市 ○ 南丹市 ○ 京丹波町 ○ 伊根町 (9団体)

(2) センター長 京都府健康福祉部長

京都府災害派遣福祉チーム(DWAT)



災害派遣福祉チームの役割

避難所での要配慮者の二次被害の防止

発災時

- ① 要配慮者への相談支援
- ② 関係機関への受入、相談などのコーディネート
- ③ 派遣された職員やボランティアへの専門的指導
- ④ 避難所（福祉避難所含む）の運営支援及び被災者への介護

平常時

- ① 避難支援センターが実施する研修に参加
- ② 地域で実施するサポーター・サポートリーダー養成研修への参画



熊本地震災害に対する京都府の支援 及び“京都DWAT”の活動について

平成28年9月4日

京都府健康福祉部

平成28年熊本地震の規模

- 平成28年4月14日(木)21時26分頃、熊本県熊本地方でマグニチュード6.5(最大震度7:益城町)を記録する地震が発生
- 2日後の4月16日(土)1時25分頃、さらに大規模なマグニチュード7.3(最大震度7:益城町、西原村。震度6強:熊本市、大津町、南阿蘇村。震度6弱:阿蘇市ほか)の地震が発生

京都DWATの支援状況

京都府災害派遣福祉チーム“京都DWAT”

- ・派遣日:5月13日～5月31日
(先遣派遣:5月12日)
- ・派遣先:益城町「ミナテラス」
- ・派遣者:5人1チーム(3班) 15名
- ・内 容:避難所における福祉的な相談や支援、避難所の運営補助など
活動拠点ミナテラス内“さしより”

京都DWATの派遣経過

4月14日(木)21時26分	地震発生(前震)マグニチュード6.5 震度7
4月16日(土)1時25分	地震発生(本震)マグニチュード7.3 震度7
5月 5日(木)	熊本県から岩手県DWAT後の派遣について依頼
5月 6日(金)	京都DWATの派遣決定～DWAT所属団体へ派遣依頼
5月12日(木)	第1班班長及び先遣隊(事務局員等3名)派遣
5月13日(金)	第1班派遣開始 ～19日(木)
5月18日(水)	第2班班長及び事務局員2名派遣
5月19日(木)	第2班派遣開始 ～25日(水)
5月24日(火)	第3班班長出発
5月25日(水)	第3班派遣開始 ～31日(火)
5月31日(火)	派遣支援終了

DWATの活動内容

1 活動の概略

- ・避難者への生活改善指導
- ・避難所の生活環境改善指導
- ・生活相談(生活相談、社会資源の利用相談)
- ・関係機関、団体との連携確保
- ・継続的な支援体制の構築 など

“福祉専門職員が目線で避難所・者を支援”

DWATの活動～1日の流れ～

時間	内容
7:00	宿出発（阿蘇市内）
8:45	ミナテラス到着、相談所「さしより」準備
9:00	ラジオ体操
9:15	相談、避難所巡回（マップ）、さしより相談
10:00	総合ミーティング（班長）
12:00	休憩
13:00	相談、避難所巡回（マップ）、さしより相談
15:00	ラジオ体操、コミュニケーション
15:10	ミナテラス内ミーティング（班長）
17:00	活動終了
	～車中、業務反省会、宿帰着後、報告書作成等

活動拠点「さしより」



ミナテラスの入口から一番近いところに設置された福祉相談コーナー「さしより」。

気軽に相談してもらえるよう「とりあえず」の熊本弁である「さしより」と名付けられ、福祉的な相談だけでなく、様々な相談に応じて避難者のみなさんの生活を応援・支援しました。

避難所内の環境整備支援



体を屈める負担を軽減するとともに、避難所の衛生環境を整えました。

また、避難している子どもたちと一緒に作り、子どもたちの心のケアにも繋がりました。“福祉の目線”があるからできたこと。

避難所全体の環境整備



挨拶と声かけにより、要支援者の発見、顔の見える関係を持ち、避難者との信頼関係を築きました。

避難所内を巡回し、段差などがあれば補修を依頼するなど避難者が安心して過ごせるよう支援しました。



熊本災害支援のふり返り

派遣チーム員の声(抜粋)

- 初めての派遣であり、実際に活動できたことが大きな1歩。
- 災害時に限らず、福祉の観点での気づきから実践まで行えた。
- 災害時に限らず、受入体制の整備や防災について学ぶことが大事。
- 災害の規模により福祉避難所の活用が困難になる可能性があるため、一般避難所での福祉コーナー設置は、現実的であった。
- 所属法人の施設が福祉避難所の指定を受けており、施設での受入イメージを持つことができた。

益城町避難所のその後

高齢者、障がい者、子育て世帯、その御家族のみなさまへ

生活総合相談窓口

を開設しました

被災して、困っている方は、どんな相談でも対応してくれる「生活総合相談窓口」へ相談するぞ！

益城町では、被災した方々を支援するため、益城町総合体育館、広安小学校体育館にフリーストップで相談に対応する生活総合相談窓口を開設しました。

※詳しくは裏面をご覧ください。

益城町

協力：熊本県認知症疾患医療センター、熊本県災害派遣福祉チーム
 熊本県介護支援専門員協会、熊本県介護福祉士会
 熊本県社会福祉士会、熊本県精神保健福祉士協会
 熊本県医療ソーシャルワーカー協会
 熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会
 熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」

(活かされたDWAT活動)

5月末の活動終了後、現地では、支援行動を共に行ってきた熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)が中心となり、福祉相談コーナー「さしより」で培ったノウハウを活かし、さらに充実させた「生活総合相談窓口」が開設された。

引き続き京都からできる支援を！



災害福祉支援体制の構築状況及び実践事例

熊本県

平成28年度社会・援護局関係主管課長会議資料

I 災害福祉支援体制について

体制の設置主体	熊本県
体制名称	—
設置要綱等	熊本県災害派遣福祉チーム設置運営要綱
組織構成	—
事務局	熊本県
平時における活動	○研修の実施
災害発生時における活動	○協力団体への派遣要請

構成団体・員
団体等名
熊本県老人福祉施設協議会
一般社団法人熊本県老人保健施設協会
熊本県療養病床施設連絡協議会
熊本県地域密着型サービス連絡会
熊本県身体障害児者施設協議会
熊本県知的障がい者施設協会
公益社団法人熊本県精神科協会

II 災害福祉派遣チームについて

チーム構成 及び資格要件	熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿に記載された施設の職員
-------------------------	----------------------------------

1チームあたりの 人数	4～6名／1チーム	登録チーム員 ・施設数	659名・192施設(平成28年3月31日現在)
------------------------	-----------	------------------------	--------------------------

チーム員としての登録に必要な手続き等

①知事と団体(社会福祉又は精神保健福祉に関する事業を行う施設等が加入する団体。以下、協力団体という。)との間で、災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)の派遣に関する協定を締結

②協力団体の長は、団体に加入している施設、事業所等のうち災害の発生時に熊本DCATへ協力するものについて、熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿を作成し、知事に提出

※団体に加入していない施設等については、個別に知事と協定を締結することとしている

災害時のチーム編成・派遣までに至る手順

①派遣基準(災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合等)に該当する事案が発生した場合、知事が協力団体の長等に対し、熊本DCATの構成員の派遣を要請

②協力団体の長等は、派遣の可否を報告し、派遣が可能ときは、熊本DCATの構成員を派遣

チームの 派遣先での 活動内容	○福祉ニーズの把握、○福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう市町村等に情報提供をしたり、設備、体制の整った施設へ要配慮者を移送するかどうかの判断をしたりすること。) ○福祉サービスの提供、○生活不活発病の予防、○その他必要な福祉支援
--------------------------------	--

III 熊本地震における対応について

災害福祉派遣チーム(熊本県/他自治体)の実際の活動内容及び成果

益城町の避難所において避難所の相談窓口や入浴・食事・トイレの介助、高齢者の運動サポートや要配慮者の見守りなどを実施

【参考】益城町の避難所において活動した災害福祉派遣チーム
 熊本県災害福祉派遣チーム(4/25～7/31 延べ374人日)
 岩手県災害福祉派遣チーム(4/25～5/18 延べ124人日)
 京都府災害福祉派遣チーム(5/13～5/31 延べ105人日)

災害福祉派遣チームの課題

発災当初、協定団体の施設の被災や、県の人員不足でコーディネートができず、想定どおりの派遣ができなかった

災害福祉派遣チームの今後の展望

熊本地震における課題を整理し、訓練・研修などを通じて次の活動に備える

熊本県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

第1 目的

この要綱は、災害の発生時において、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）第2条に規定する避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において高齢者、障がい者等要援護者を支援する熊本県災害派遣福祉チーム（以下「熊本DCAT」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

*DCAT（Disaster Care Assistance Team）

第2 事前手続等

1 団体との協定締結等

- (1) 知事は、社会福祉又は精神保健福祉に関する事業を行う施設、事業所等が加入する団体（当該団体が法人格を有しないものにあつては、当該団体の代表者をいう。以下同じ。）に対して熊本DCATへの協力を依頼し、依頼に応じる団体（以下「協力団体」という。）との間に熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（別記第1号様式その1）を締結する。
- (2) 協力団体の長は、団体に加入している施設、事業所等のうち災害の発生時に熊本DCATへ協力するもの（以下「団体加入協力施設」という。）について、熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿（別記第2号様式その1）を作成し、知事に提出する。
- (3) 協力団体の長は、(2)の登録名簿の内容に変更が生じたときは、速やかに登録名簿を修正した上で、これを知事に提出するものとする。

2 施設等との協定締結等

- (1) 熊本DCATの派遣に協力する施設、事業所等（加入している社会福祉又は精神保健福祉に関する事業を行う施設、事業所等が加入する団体が熊本DCATの派遣に関する協定を締結しないものに限る。以下「個別協力施設」という。）の長は、知事に対して、熊本DCATへの協力を申し出ることができる。
- (2) 個別協力施設の長が(1)の規定による申出を行うときは、知事に対し熊本県災害派遣福祉チーム協力施設申出書（別記第3号様式）を提出する。
- (3) 知事は、個別協力施設の長との間に熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（別記第1号様式その2）を締結するとともに、個別協力施設について熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿（別記第2号様式その2）を作成する。
- (4) 個別協力施設の長は、(2)の申出書により知事に申し出た事項に変更が生じたときは、知事に対して熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等変更届出書（別記第4号様式）により届け出なければならない。
- (5) 知事は、個別協力施設の長から(4)の規定による届出があつたときは、(3)の登録名簿を修正する。

第3 編成等

- 1 熊本DCATは、別表の区分に応じて編成されることを基本とする。
- 2 熊本DCATは、複数の団体加入協力施設及び個別協力施設により編成されることことができる。
- 3 熊本DCATの各チームにはリーダーが置かれ、リーダーは、チームを統括する。

第4 派遣基準

熊本DCATの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- ア 県内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の災害が発生した場合であって、知事が熊本DCATを派遣する必要があると認めるとき。
- イ 県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、避難所等を設置する被災地の市町村等から知事に対して熊本DCATの派遣要請があったとき。なお、派遣要請は原則として熊本県災害派遣福祉チーム派遣要請書（別記第5号様式）によるものとする。
- ウ 県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から知事に対して熊本DCATの派遣要請があったとき。

第5 派遣

- 1 知事は、第4の派遣基準に基づき、協力団体の長又は個別協力施設の長に対し、熊本DCATの構成員の派遣を要請する。
- 2 協力団体の長及び個別協力施設の長は、知事から派遣要請があったときは、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を知事へ報告し、派遣が可能なときは、熊本DCATの構成員を派遣する。

第6 待機

- 1 知事は、熊本DCATの派遣基準に該当することが見込まれるときは、協力団体の長又は個別協力施設の長に対し熊本DCATの構成員の派遣待機を要請する。
- 2 知事は、派遣の可能性がないと判断したときは、1の派遣待機をしている協力団体の長及び個別協力施設の長に対し、待機の解除を通知する。
- 3 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、協力団体の長及び個別協力施設の長は、知事の要請の有無にかかわらず熊本DCATの構成員を待機させる。

第7 活動内容

熊本DCATは、次に掲げる活動を行うこととする。

- ア 福祉ニーズの把握
- イ 福祉的トリアージ（要援護者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう市町村等に情報提供をしたり、設備、体制の整った施設へ要援護者を移送するかどうかの判断をしたりすることをいう。）
- ウ 福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防
- エ その他必要な福祉支援

第8 活動記録

リーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、知事に報告（別記第6号様式）する。

第9 傷害保険、費用負担等

- 1 傷害保険
県は、熊本DCATの派遣活動に伴う事故に対応するため、熊本DCATの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料については県が負担する。
- 2 費用負担等
 - (1) 災害救助法が適用された市町村に熊本DCATが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となるときは、県は、災害救助法の定めるところにより費用を負担する。
 - (2) (1)以外の場合であって、知事の派遣要請に基づく熊本DCATの派遣費用の負担については、別に定める。
 - (3) 県は、熊本DCATの構成員を派遣した団体加入協力施設の長及び個別協力施設の

長に対し、(1)及び(2)の費用を支払うものとする。

第10 研修

県は、団体加入協力施設及び個別協力施設の職員（熊本DCATの構成員として派遣を予定する者に限る。）に対し、熊本DCATの活動に必要な知識等の向上を図るための研修を実施する。

第11 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月7日から施行する。

別表

区分		目的	派遣時期	構成員所属	構成職種及び人数	1回当たりの派遣期間
先遣隊	ニーズ把握型	福祉ニーズの把握	概ね発災後3日以内	県及び団体加入協力施設又は個別協力施設	医師1人、保健師1人、その他専門職（介護支援専門員、社会福祉士、理学療法士等）1人、事務職等1人	1～3日
	トリアージ型	福祉的トリアージの実施			医師1人、保健師1人、その他専門職（社会福祉士、理学療法士、介護福祉士等）3人、事務職等1人	
支援隊	巡回型	福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防	概ね発災後4日～3週間以内	団体加入協力施設又は個別協力施設	介護福祉士1人、看護師1人、理学療法士又は作業療法士1人、社会福祉士又は精神保健福祉士1人、その他専門職1人	5日程度
	常駐型	福祉サービスの提供			知事が必要と認める職種 知事が必要と認める人数	

備考 医師、保健師及び事務職等は、県の職員を想定している。